証券コード　6047
2021年８月６日

株　主　各　位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
（本社事務所　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号）
株式会社Ｇｕｎｏｓｙ
代表取締役社長　竹谷　祐哉

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全、安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
　お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2021年８月26日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2021年８月27日（金曜日）午前10時　（午前９時受付開始）
2. 場　　所　　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ４階
渋谷ソラスタコンファレンス４Ｄ
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第９期（2020年６月１日から2021年５月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第９期（2020年６月１日から2021年５月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://gunosy.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉
・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）。
・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。なお、座席数は40席程度ご用意しておりますが、お席が埋まった時点で入場ご案内ができない場合がございます。
・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）を簡潔に行わせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://gunosy.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

～株主総会インターネット参加のご案内～

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

１．　配信日時

2021年８月27日（金曜日）　午前10時から株主総会終了時刻まで

※都市封鎖やライブ中継を担うスタッフの新型コロナウイルス感染等の事情により、ライブ中継を配信できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内してまいりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

２．　視聴方法

当日視聴URL：
https://web.sharely.app/login/gunosy-9

＜必要事項＞
株主番号、郵便番号、保有株式数

①上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

②接続されましたら「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」（2021年５月末時点）を画面表示に従って入力しログインしてください。

※上記URLにて事前にログインテストを行うことができますので、ぜひご活用ください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※日本国以外に居住（海外法人を含む）の株主様はご利用できません。

※ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプページをご参照ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914

３．　事前質問方法

「２.視聴方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、「質問」タブの送信フォームより、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

［事前質問受付期間］　2021年８月６日（金曜日）午前10時から2021年８月25日（水曜日）午後５時まで

※株主の皆様から特に関心の高い事項につきましては、株主総会においてご説明させていただく予定です。なお、個別のご回答には応じかねますので、あらかじめご了承ください。総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

□ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書用紙をご郵送ください。

□ 事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。

□ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。

□ オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。

□ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

□ 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

□ 本総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のみの撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

□ その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループをとりまく経営環境につきましては、国内におけるスマートフォンの保有者の割合が2020年に69.3％と前年比1.7ポイント増加するなど、スマートフォンは引き続き普及拡大しており（総務省調べ）、また、2020年の広告費は前年比88.8％の６兆1,594億円と、新型コロナウイルス感染症の影響による日本経済の減速の余波を受けましたが、その中でも、インターネット広告費につきましては前年比105.9％の２兆2,290億円と、マスコミ四媒体広告費に匹敵する市場規模への成長となりました（株式会社電通調べ）。

このような状況の下、当社グループは、既存のメディア事業においては中長期的な収益性の強化を最大の課題とし、「グノシー」において、時事性の高いニュースとユーザーの興味関心に沿ったニュースの最適な配信を通じた記事品質の向上、広告審査の厳格化を通じた広告品質の向上や、ニュースの内容がひと目で分かるようなユーザーインタフェースへの改善など、メディア価値向上のための様々な施策に取り組んでまいりました。当第４四半期連結会計期間において、「グノシー」の再成長に向けた広告宣伝投資を再開したほか、KDDI株式会社との新規協業として、「auサービスToday」のリニューアルリリースとその後の運用を開始し、順調にアクティブユーザー数を拡大してまいりました。さらに、連結子会社である株式会社ゲームエイトの運営するゲーム攻略メディア「game8.jp（ゲームエイト）」では、月間ページビューが高水準で安定的に推移し、順調な成長を実現しました。新規事業においては、特に社外への成長機会への投資を積極的に行い、インドで若年層向けにキャッシュレス決済・少額デジタル融資・クレジットカード発行サービス「slice」を提供するGaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.との間で、同社の発行する1,500万米ドル相当の強制転換条項付転換社債を取得する投資契約を締結しました。

また、リモートワークを始めとしたニューノーマルな働き方の実現と中長期的なコスト削減を主な目的とし、本社機能をWeWork渋谷スクランブルスクエアに移転することを決議し、2021年５月１日付で移転を行いました。

収益面に関しては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一部業界の広告出稿意欲の減少と、広告審査の厳格化による広告承認率の減少の影響を受け、当連結会計年度において、Gunosy Adsに係る売上高を5,182百万円計上いたしました。また、アドネットワーク事業においても引き続き広告承認率の

減少の影響を大きく受け、当連結会計年度ではアドネットワークに係る売上高を1,161百万円計上いたしました。一方、連結子会社である株式会社ゲームエイトの業績は当初予想を上回って推移し、連結業績に大きく寄与いたしました。

費用面に関しては、財務面の強化のためコスト削減の推進を実行し、広告宣伝費777百万円（前期比69.1％減）を計上するほか、アドネットワークに係る売上高の減少に伴い媒体費が減少いたしました。一方で、本社機能移転に伴う固定資産の見積耐用年数の変更により、減価償却費266百万円（前期比275.4％増）を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高8,910百万円（前期比36.3％減）、経常利益642百万円（前期比23.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益383百万円（前期比0.8％減）となりました。

なお、「グノシー」「ニュースパス」「LUCRA（ルクラ）」及び「auサービスToday（※リニューアルリリース後）」合計の国内累計DL数は当連結会計年度末において6,360万DLとなり、前連結会計年度末比で574万DLの増加となりました。

当社グループには、メディア事業以外の重要なセグメントが無いため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は66百万円であり、その主な内容は、自社利用のソフトウエアの開発、及び当社の本社移転に伴う敷金保証金の差入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。その中でも、当社は、情報キュレーションサービスの可能性に早くから注目し、普及の一端を担ってまいりましたが、インターネットメディア市場は、依然として発展途上であり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、依然として経済や企業活動に広範な影響を与えており、今後の情勢の変化に伴うインターネット広告市場や当社サービスのユーザー動向への影響等については引き続き注視をしていく必要があります。

当社は、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① メディア事業における収益性の改善

当社グループの主要事業であるメディア事業においては、広告市場の景況悪化に伴う収益性の低下が最大の課題であると認識をしており、当社は、収益性の改善に向けて、当社メディアの価値向上及び広告商品の価値向上に向けた各種の取り組みを推進してまいります。具体的には、記事配信などのアルゴリズム刷新等を通じたメディアの健全化、新規コンテンツの拡充などによるユーザー・顧客体験の向上、広告アルゴリズムの改善による広告効果の向上を実現することで、メディア価値・広告商品価値の向上に注力してまいりました。今後も引き続きサービス改善をしていくと同時に、費用対効果を検討した上での積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度を向上させる方針であります。

② 新たな収益の柱を創出するための成長機会への積極的投資

情報キュレーションサービス以外のサービスにおける収益の柱を創出するため、当社の強みであるIT分野における技術力と知見を活かし、DX領域を中心とした新規領域への事業進出の推進、自社技術の外部提供及び成長分野への社外投資に積極的に取り組んでまいります。

③ 広告商品の拡充、顧客基盤の強化

インターネット広告市場は今後も更なる発展が見込まれ、広告商品の多様化が進んでおります。このような中、他社との競合優位性の確立のためには広告商品の拡充と顧客基盤の強化が不可欠であります。また、ユーザー保護及び広告掲載面の品質向上のため、関係法令を遵守した適正な広告掲載基準を継続的に整備し、基準に則った適切な広告審査を行う必要があります。このような認識の下、当社グループでは、広告掲載基準の継続的な見直し、広告審査体制の強化とともに、既存事業における新たな広告商品の開発・販売拡充及び新規事業における顧客基盤の強化を推進することにより、競合優位性の向上を図ってまいります。

④ 開発体制の構築

インターネット業界における技術革新のスピードは非常に速く、当社の属する情報キュレーションサービス及びインターネットメディア業界においても、新たなサービスや競合他社が続々と現れております。このような中、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには迅速な開発体制の構築が不可欠であります。

このような認識の下、当社では、最先端の技術動向の把握と技術力の向上のための勉強会等を開催し、また、定期的に社外のエンジニアも参加する勉強会を開催し、引き続き優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

⑤　営業力の強化

当社の営業部門は、蓄積されたノウハウを活かした提案及び企画により、営業活動を推進しておりますが、事業規模拡大や新規サービスの拡充に伴い、受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。具体的には、教育研修制度の充実、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

⑥　内部統制及びコンプライアンス体制を重視した組織体制の強化

当社グループは、既存事業の継続的な成長と新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたっては、顧客及びユーザーからの信頼を得ることが不可欠であると考えております。このような認識の下、従業員に対する継続的な研修活動によって、全社でコンプライアンスに対する共通の認識を持つとともに、新規事業に潜在する各種リスク群を踏まえた、専門性や豊富な経験を有する優秀な人材の採用・育成に取り組むことで、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化に努めてまいります。

⑦　コーポレート・ガバナンスの強化

当社が提供する情報キュレーションサービスは、ユーザーからの信頼性と利便性を広く認知していただくことが事業上の重要な基盤であり、したがいまして、運営母体である当社の信頼性の維持向上は当社の最も重要な経営課題の一つであります。

このような認識の下、当社取締役会において、取締役会の運用状況及び実効性を定期的に分析・評価するとともに、独立性が高く多様な専門性を有する取締役による、職務執行に対する監督及び助言機能の一層の充実を図るなど、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2018年５月期 第６期	2019年５月期 第７期	2020年５月期 第８期	2021年５月期 第９期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	11,201	15,017	13,987	8,910
経常利益（百万円）	1,939	2,289	838	642
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	501	2,009	386	383
１株当たり当期純利益（円）	21.98	85.58	16.44	16.32
総資産（百万円）	11,555	13,982	12,762	13,275
純資産（百万円）	8,719	10,985	10,921	11,404
１株当たり純資産額（円）	374.27	459.41	461.38	479.36

（注）記載金額（１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は除く）は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ゲームエイト	９百万円	100.0%	ゲームに関連するインターネットサービスの提供
株式会社digwell	１百万円	100.0%	スマートデバイスに特化したマーケティングソリューションの提供
株式会社VIDPOOL	８百万円	100.0%	動画アドネットワークを中心としたアドテクノロジー関連サービスの提供
Gunosy Capital Pte. Ltd.	1,009百万円	100.0%	技術革新や規制緩和が期待できる領域のスタートアップに対する投資育成
株式会社Grill	25百万円	65.0%	リサーチ事業、コンテンツ制作事業
株式会社Smarprise	97百万円	100.0%	メディア事業、広告代理事業、エンターテインメント事業
合同会社Gunosy Capital	３百万円	100.0%	技術革新や規制緩和が期待できる領域のスタートアップに対する投資育成

（注）１．株式会社VIDPOOLは、2020年12月28日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
２．2020年11月30日に、合同会社Gunosy Capitalを設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容（2021年５月31日現在）

事業区分	事業内容
メディア事業	情報キュレーションサービスその他メディアの開発及び運営

(8) 主要な営業所（2021年５月31日現在）

① 当社

本社：東京都渋谷区

本店（登記上の本店所在地）：東京都港区

② 子会社

国内子会社

株式会社ゲームエイト　本社：東京都渋谷区

株式会社digwell　本社：東京都渋谷区／本店：東京都港区

株式会社VIDPOOL　本社：東京都渋谷区／本店：東京都港区

株式会社Grill　本社：東京都港区

株式会社Smarprise　本社：東京都渋谷区

合同会社Gunosy Capital　本社：東京都渋谷区／本店：東京都港区

海外子会社

Gunosy Capital Pte. Ltd.　本社：シンガポール

（注）株式会社VIDPOOLは、2020年12月28日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

(9) 従業員の状況（2021年５月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
215名（136名）	36名減

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

２．当社グループには、メディア事業以外の重要なセグメントが無いため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名（41名）	39名減	31.0歳	2.6年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近１年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2021年５月31日現在）

該当事項はありません。

なお、当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	4,300百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	4,300百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年５月１日付をもって、本社機能を東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2021年５月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　70,000,000株

(2) 発行済株式の総数　23,947,774株

(3) 株主数　8,607名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木村　新司	5,536,300 株	23.38 %
KDDI株式会社	3,550,000	14.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,400,000	14.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	935,800	3.95
福島　良典	390,000	1.64
関　喜史	340,611	1.43
吉田　宏司	323,000	1.36
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	312,940	1.32
楽天証券株式会社	280,400	1.18
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	238,911	1.00

(注) １．当社は、自己株式を276,367株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当社は、2019年８月23日開催の当社第７回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2020年８月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年９月18日付で取締役（社外取締役を除く。）１名に対し自己株式12,600株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。

ESOP信託が取得する株式については、当社の会計処理においては、その取得及び売却を自己株式の増加又は減少として連結計算書類及び計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、前項(4)の持株比率の算定における自己株式数には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第１回 新株予約権	第４回 新株予約権
付与決議日	2013年４月19日	2014年４月21日
区分	監査役	取締役 （社外取締役を除く）
保有者数	１名	１名
新株予約権の数	10個	142個
目的となる株式の数	100,000株	14,200株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償
行使価額	１株当たり　８円	１株当たり　480円
行使期間	自 2015年４月20日 至 2023年４月19日	自 2016年４月22日 至 2024年４月21日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 ③権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。 （２）相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	

	第７回 新株予約権	第９回 新株予約権
付与決議日	2016年７月14日	2019年７月12日
区分	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）
保有者数	１名	１名
新株予約権の数	10,000個	1,600個
目的となる株式の数	10,000株	1,600株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
発行価額	１株当たり　426円	１株当たり　945円
行使価額	１株当たり　975円	１株当たり1,953円
行使期間	自 2018年７月15日 至 2026年７月14日	自 2021年７月13日 至 2029年７月12日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （２）相続 第７回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 第９回新株予約権について、本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	第10回新株予約権
付与決議日	2020年８月28日
交付者数（当社使用人）	15名
新株予約権の数	19,500個
目的となる株式の数	19,500株
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	１株当たり551円
行使価額	１株当たり918円
行使期間	自　2022年８月29日 至　2030年８月28日
新株予約権の主な行使条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。 ②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （２）相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡し、本新株予約権が相続された場合、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注）2021年５月31日現在において、交付時より新株予約権の数が2,700個減少しておりますが、退職による減少によるものであります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年５月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木村　新司	代表取締役会長	Das Capital SG Pte. Ltd.Director Harbourfront Capital Pte. Ltd.Director Pegasus Wings Group Ltd.Director Cove Group Pte. Ltd.Director Drivezy, Inc. Board Member Instamojo Inc. Board Member Easy Home Finance Limited Board Member
竹谷　祐哉	代表取締役社長	株式会社クラウドワークス社外取締役
間庭　裕喜	取　締　役	―
西尾　健太郎	取　締　役	株式会社ゲームエイト代表取締役 株式会社モノカブ社外取締役
権正　和博	取　締　役	株式会社ＬｏｃｏＰａｒｔｎｅｒｓ取締役 ＫＤＤＩ株式会社従業員
冨塚　　優	取　締　役	株式会社Ｔｏｍｍｙ代表取締役 株式会社イオレ社外取締役 株式会社ポケットカルチャー代表取締役
城下　純一	取　締　役	―
眞下　弘和	取　締　役	m&s partners Pte. Ltd.Director Sin Growth Partners Pte. Ltd.Director
石橋　雅和	常勤監査役	―
清水　健次	監　査　役	清水法律事務所弁護士 株式会社長越代表取締役 株式会社アクシージア社外監査役 株式会社gumi社外取締役（監査等委員）
柏木　　登	監　査　役	―

（注）１．取締役冨塚優氏、城下純一氏及び眞下弘和氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、当社は社外取締役冨塚優氏及び城下純一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査役清水健次氏及び柏木登氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、当社は社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役清水健次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任時の 会社における地位	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任事由	退任日
大曽根　圭輔	取　締　役	―	任期満了	2020年８月28日
神山　隆	取　締　役	ＫＤＤＩ株式会社従業員 TELASA株式会社代表取締役	任期満了	2020年８月28日
長島　徹弥	取　締　役	―	辞任	2020年11月30日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各非業務執行取締役及び各監査役との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定された最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

(4) 役員等責任限定保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害や訴訟費用等について、塡補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約が更新された場合、会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険に該当します。当該保険契約は2021年８月１日付で次回更新を予定しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役 （うち社外取締役）	106百万円 (14)	89百万円 (14)	16百万円 (－)	－	11名 (4)
監査役 （うち社外監査役）	16 (8)	16 (8)	－	－	3 (2)
合計 （うち社外役員）	122 (22)	105 (22)	16 (－)	－	14 (6)

（注）１．上記員数には、2020年８月28日開催の第８回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名、社外取締役１名及び2020年11月30日付で辞任した取締役１名を含んでおります。

２．上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役５名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額16百万円が含まれております。

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式です。当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2019年８月23日開催の当社第７回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

なお、譲渡制限付株式の割当につきましては下記のとおりです。

譲渡制限付株式の割当及び払込み

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内とする。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする。

a. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

b. 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

c. 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に上記b. に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 組織再編等における取扱い

上記a. の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

e. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

③　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年８月28日開催の第２回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、５名（うち、社外取締役は１名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年８月23日開催の第７回定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当のための金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）として決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、５名です。

監査役の金銭報酬の額は、2014年８月28日開催の第２回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

④　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、当社グループの業績、事業環境、当該取締役の役割や責任の大きさ、業界水準等を総合的に勘案し代表取締役が作成した報酬案を、担当役員・社外取締役と協議の上、独立社外取締役の出席する取締役会で決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させるという観点を踏まえつつ、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、当社グループの業績、事業環境、当該取締役の役割や責任の大きさ、業界水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容等の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、報酬の対象となる事業年度の一定の日に支払うものとする。株式報酬が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるという目的のものであることを踏まえ、役位、職責、在任年数、当社の業績、金銭報酬の額等を総合的に勘案して、株式数その他条件を決定するものとする。一定の時点において譲渡制限が解除されない株式は、当社が無償で取得する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役については、固定報酬を基本としつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させることを踏まえ、役位、職責、在任年数、当社の業績等を総合的に勘案して、種類別の報酬割合を決定するものとする。なお、業績連動報酬等の支払いはない。

社外取締役については、監督機能を担う職務に鑑み、固定報酬のみを支払うものとする。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社と社外役員の重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	冨塚　　優	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、書面決議を１回行いました。出席した取締役会において、インターネットメディア事業及び事業経営に関する知識・見地から、発言を行っております。また、2020年12月16日より新たに設置した報酬委員会の委員長に就任し活動しております。
社外取締役	城下　純一	就任後、当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、金融・財務・資本市場分野に関する知識・見地から、発言を行っております。また、2020年12月16日より新たに設置した報酬委員会の委員に就任し活動しております。
社外取締役	眞下　弘和	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、書面決議を１回行いました。出席した取締役会において、グローバル企業の経営と投資事業に関する知識・見地から、発言を行っております。また、2020年12月16日より新たに設置した報酬委員会の委員に就任し活動しております。
社外監査役	清水　健次	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会15回全てに出席し、書面決議を１回行いました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	柏木　　登	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会15回全てに出席し、書面決議を１回行いました。出席した取締役会及び監査役会において、放送メディア業界及び事業会社における豊富な実務経験と経営経験を通じて培った知識・見地から、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)当社は、取締役及び使用人の行動基準である「Gunosy way」及びコンプライアンス規程その他の各種規程を整備し、コンプライアンス体制の構築を推進する。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。

(ロ)取締役会は、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う。

(ハ)監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(ニ)当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。

(ホ)当社は、コーポレート本部長をコンプライアンスの責任者として任命する。当該責任者は、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

(ヘ)当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する以下の文書については、文書管理規程に基づきその意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、随時閲覧可能な状態を維持できるように体制を整備する。

・株主総会議事録及び関連資料
・取締役会議事録及び関連書類
・その他重要な会議の議事録及び関連書類
・稟議書

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社は、当社に直接若しくは間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除又は軽減するように努めるものとする。

(ロ)不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し又は最小限にとどめるものとする。

(ハ)内部監査の実施により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社は、取締役会を定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月１回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(ロ)業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、組織、職務分掌、職務権限等に関する社内規程を整備し、遵守する。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の事前承認を必要とする事項や当社への報告を必要とする事項を「関係会社管理規程」に定め、子会社から当社へ適時適切に報告等が行われる体制を整備する。

(ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に、子会社の経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクの排除又は軽減に努めるよう指導する。また、不測の事態が発生した場合、子会社での迅速な対応を支援するため、子会社から当社への報告体制を構築する。

(ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営計画の進捗状況について、定期的に報告を求め、当社から経営計画の達成のための指導を行う。

(ニ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「Gunosy Way」を、当社グループの共通行動基準として子会社に周知する。

また、子会社で生じた内部通報について、その内容及び状況が適切に当社に報告される体制を構築する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。

⑦　⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑥の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。

(ロ)(イ)の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。

(ハ)取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。

(ニ)当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにかつ適正に業務執行の状況等を報告する。

(ホ)当社は(ハ)(ニ)に従い、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨　子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査役は必要に応じて子会社の取締役、監査役等及び使用人に対して、報告を求めることができるものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(ロ)監査役がその職務の執行について必要な経費の前払い等の請求をした場合、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社はこれに速やかに応じるものとする。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。

⑫　反社会的勢力の排除に向けた体制

(イ)当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。

(ロ)コーポレート本部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対策規程」を定め、組織的に対処できる体制を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当連結会計年度における前記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を６回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し（12回）、その結果を代表取締役及び監査役会に報告（12回）いたしました。

③ コンプライアンス体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図るほか、コンプライアンスにかかる社内研修を実施しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査室担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

当該方針に基づき、当事業年度は無配といたしました。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年５月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,427**	**流動負債**	**1,863**
現金及び預金	8,952	買掛金	809
売掛金	876	未払金	346
その他	599	未払法人税等	166
固定資産	**2,847**	前受金	349
有形固定資産	**31**	ポイント引当金	9
建物及び構築物	12	株式給付引当金	9
その他	19	その他	171
無形固定資産	**157**	**固定負債**	**7**
のれん	87	株式給付引当金	7
その他	70	**負債合計**	**1,870**
投資その他の資産	**2,658**	(純資産の部)	
投資有価証券	2,162	**株主資本**	**11,245**
繰延税金資産	166	**資本金**	**4,094**
その他	329	**資本剰余金**	**4,094**
		利益剰余金	**3,659**
		自己株式	**△602**
		その他の包括利益累計額	**38**
		その他有価証券評価差額金	23
		為替換算調整勘定	15
		新株予約権	**83**
		非支配株主持分	**36**
		純資産合計	**11,404**
資産合計	**13,275**	**負債・純資産合計**	**13,275**

連結損益計算書

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		8,910
売上原価		5,077
売上総利益		3,832
販売費及び一般管理費		3,115
営業利益		717
営業外収益		
受取利息	0	
受取補償金	8	
その他	2	11
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	29	
支払手数料	12	
遊休資産諸費用	34	
投資事業組合運用損	5	
その他	4	86
経常利益		642
特別利益		
投資有価証券売却益	51	
新株予約権戻入益	13	65
特別損失		
投資有価証券評価損	12	12
税金等調整前当期純利益		695
法人税、住民税及び事業税	320	
法人税等調整額	△36	284
当期純利益		411
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		383

連結株主資本等変動計算書

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,077	4,077	3,318	△653	10,819
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	16	16			33
親会社株主に帰属する当期純利益			383		383
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△22	50	28
連結子会社の清算による増減			△21		△21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	16	16	341	50	425
当期末残高	4,094	4,094	3,659	△602	11,245

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2	△0	△3	89	16	10,921
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						33
親会社株主に帰属する当期純利益						383
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						28
連結子会社の清算による増減						△21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	16	42	△5	19	56
当期変動額合計	26	16	42	△5	19	482
当期末残高	23	15	38	83	36	11,404

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

連結子会社の数　　７社

連結子会社の名称　　株式会社ゲームエイト
株式会社digwell
株式会社VIDPOOL
Gunosy Capital Pte. Ltd.
株式会社Grill
株式会社Smarprise
合同会社Gunosy Capital

当連結会計年度において、合同会社Gunosy Capitalを新たに設立したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(2)非連結子会社の状況

非連結子会社の名称　　Game8 Global Inc.

連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2)持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称　　Game8 Global Inc.

持分法を適用しない理由　当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ゲームエイト、株式会社Grill、株式会社Smarprise、Gunosy Capital Pte. Ltd.及び合同会社Gunosy Capitalの決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社である株式会社digwell及び株式会社VIDPOOLの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、３月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの ……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 １～15年

工具、器具及び備品 １～10年

無形固定資産 ……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

株式給付引当金 ……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金 ……会員に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法 ……株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の処理方法 ……消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「営業外費用」の「株式交付費」（当連結会計年度０百万円）及び「消費税等差額」（当連結会計年度０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「株式交付費」は０百万円、「消費税等差額」は２百万円であります。

前連結会計年度まで「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、特別利益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「新株予約権戻入益」は０百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

1. 投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（子会社株式を除く）　2,158百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

時価のない有価証券について移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、超過収益力を反映した実質価額が投資簿価と比較して50％以上下落したものについては「著しく下落した」ものとし、投資先の経営成績や財政状態および将来の事業計画等を勘案の上で回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる債券については、債権の貸借対照表価額に準じて評価及び会計処理をしています。投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しておりますが、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

なお、時価のある有価証券は保有しておりません。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難でありますが、今後2022年５月期の一定期間にわたり、当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

これらの投資の評価にあたっては、経済環境等の仮定に影響を受けるといった不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、翌連結会計年度の連結計算書類において投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　166百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産を計上するにあたり、その回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として算定しており、スケジューリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難でありますが、今後2022年５月期の一定期間にわたり、当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当連結会計年度において、本社の移転を決定したため、移転後利用見込のない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また同様に、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、償却に係る合理的な期間を短縮しております。これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は254百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ261百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　325百万円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	4,300百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	4,300百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
   普通株式　23,947,774株
2. 配当に関する事項
   (1) 配当金支払額
   該当事項はありません。
   (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
   該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
   普通株式　451,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
   (1) 金融商品に対する取組方針
   当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。
   (2) 金融商品の内容及びそのリスク
   営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に非上場の株式及び債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。
   (3) 金融商品に係るリスク管理体制
   ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
   当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
   ②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
   当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
   (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
   金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）現金及び預金	8,952	8,952	―
（2）売掛金	876	876	―
資産計	9,828	9,828	―
（1）買掛金	809	809	―
（2）未払金	346	346	―
（3）未払法人税等	166	166	―
負債計	1,323	1,323	―

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）買掛金、（2）未払金、（3）未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※1）	1,170
子会社株式（※1）	3
非上場債券等（※2）	802
投資事業組合出資（※3）	185

（※1）非上場株式、子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

（※2）非上場債券等については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

（※3）投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、上記の表には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

479円36銭

2. 1株当たり当期純利益

16円32銭

重要な後発事象に関する注記

GaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.の発行する強制転換条項付転換社債の取得について

当社は、2021年４月14日開催の取締役会において、インドで若年層向けにキャッシュレス決済・少額デジタル融資・クレジットカード発行サービス「slice」を提供するGaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.（本社：インド共和国、代表者：Rajan Bajaj、以下GaragePreneurs）の発行する強制転換条項付転換社債の取得を決議し、2021年６月11日に取得の手続きを完了いたしました。

本強制転換条項付転換社債の取得の概要につきましては、以下のとおりであります。

1.取得の理由

当社は、2020年５月期第２四半期に投資育成事業を行う子会社のコーポレートベンチャーキャピタルGunosy Capital Pte. Ltd.（所在地：シンガポール共和国、代表取締役：木村新司）により、また2021年５月期第１四半期に当社により、GaragePreneursの発行する強制転換条項付転換社債を取得いたしました。

GaragePreneursは、「redesigning your financial experience」をミッションとして、インドの若年層向けにキャッシュレス決済・少額デジタル融資・クレジットカード発行サービス「slice」を提供しています。「slice」は、成熟したクレジットスコアを持たないことから、伝統的な手法では与信を受けることが難しく、キャッシュレス決済を行うことができない若年層に対して、簡便な登録のみでスマートフォン・クレジットカード等を用いた信用決済を提供するキャッシュレス決済・少額デジタル融資・クレジットカード発行サービスです。インドでは金融機関による伝統的な手法では大手企業勤務など優れた信用背景を持つ人物に与信サービスの提供が集中しており、人口のボリュームゾーンでもある若年層の間でクレジットカード等の与信サービスの普及が進んでいないことから、このような層に対して手軽に少額融資を実現する「slice」はすでに約250万人の累計ユーザ登録数を有する金融プラットフォームとして、インド国内で確かな支持を獲得しております。「slice」は若年層に対して与信機能を提供する社会のインフラとして、今後も長期的・安定的に成長していくことが見込まれます。特にスマートフォンを介したサービス展開は、多くの紙の書類による申請が必要な従来の銀行のクレジットカード発行工数やコストを削減するだけでなく、少額融資を起点として、その後のクレジットヒストリーにより与信額を引き上げるなど、個人の与信体験の最適化を果たしています。さらには、決済機能にとどまらず、利用履歴に応じたユーザ自身のクレジットスコアの可視化、様々なクーポン情報やECに関するお得な情報の提供などの優れたデジタル体験の実現を通じて、個人のオンライン消費や金融体験を変革することにより、スマートフォン世代の若者を中心に市場を開拓しています。

当社は、「情報を世界中の人に最適に届ける」というミッションのもと、メディア・広告領域にとどまらない、高成長領域の取り込みによる非連続的な成長を目指して、社外の有望な成長機会への投資を計画してきました。

今後、中長期的には当社の保有する技術と「slice」の顧客基盤分析・デジタルプラットフォーム共同開発などにおける協業可能性があると考えております。そのため、追加出資を通じて関係を強化することが、当社のメディア・広告領域以外の新たな収益の柱の構築に有益であると判断し、同社の発行する強制転換条項付転換社債の追加取得を決定いたしました。

2.GaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.の概要

(1) 名称	GaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.
(2) 所在地	747, Pooja Building, 80ft Road, 4th Block, Koramangala, Bangalore - 560034, India
(3) 代表者の役職・氏名	Rajan Bajaj (創業者)
(4) 事業内容	少額デジタル融資・信用決済・クレジットカード発行サービス
(5) 資本金	2,397,124インドルピー(2021年３月31日現在)

3.強制転換条項付転換社債の概要

(1) 発行会社	GaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.
(2) 社債の種類	強制転換条項付転換社債
(3) 発行金額	15,000,000米ドル相当※

※同金額相当のインドルピー建にて発行。

4.日程

(1) 取締役会決議日　2021年４月14日
(2) 契約締結日　2021年５月31日
(3) 取得日　2021年６月11日

5. その他

本件により、投資有価証券が1,657百万円程度増加する見込みです。また、今後、当社グループの保有する強制転換条項付転換社債がGaragePreneursの株式に転換された場合、当社グループはGaragePreneursの20%以上の議決権を保有することになり、GaragePreneursは当社の持分法適用関連会社となる見込みです。

その他の注記

（株式付与ESOP信託に係る取引について）

(1) 取引の概要

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。ESOP信託では、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の等級や人事評価等に応じた当社株式を、在職時に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　2015年３月26日）を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、帳簿価額は141百万円、株式数は131,367株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年７月20日

株式会社Gunosy
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 島　村　　哲	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安　藤　　勇	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Gunosyの2020年６月１日から2021年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Gunosy及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年４月14日開催の取締役会において、GaragePreneurs Internet Pvt. Ltd. の発行する強制転換条項付転換社債の取得を決議し、2021年６月11日に取得の手続きを完了している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

(2021年５月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
(資　産　の　部)		(負　債　の　部)	
流　動　資　産	**7,639**	**流　動　負　債**	**1,270**
現　金　及　び　預　金	6,509	買　　掛　　金	536
売　　掛　　金	643	未　　払　　金	270
前　　払　　費　　用	364	未　　払　　費　　用	90
そ　　の　　他	121	未　払　法　人　税　等	19
固　定　資　産	**4,365**	前　　受　　金	317
有　形　固　定　資　産	**13**	株　式　給　付　引　当　金	9
建　　物	1	そ　　の　　他	27
工具、器具及び備品	12	**固　定　負　債**	**7**
無　形　固　定　資　産	**70**	株　式　給　付　引　当　金	7
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	66	**負　債　合　計**	**1,277**
商　　標　　権	1	(純　資　産　の　部)	
そ　　の　　他	2	**株　主　資　本**	**10,621**
投資その他の資産	**4,281**	**資　　本　　金**	**4,094**
投　資　有　価　証　券	742	**資　本　剰　余　金**	**4,094**
関　係　会　社　株　式	1,539	資　本　準　備　金	4,094
関　係　会　社　出　資　金	1,550	**利　益　剰　余　金**	**3,034**
繰　延　税　金　資　産	141	その他利益剰余金	3,034
そ　　の　　他	308	繰越利益剰余金	3,034
		自　己　株　式	**△602**
		評価・換算差額等	**23**
		その他有価証券評価差額金	23
		新　株　予　約　権	**83**
		純　資　産　合　計	**10,727**
資　産　合　計	**12,005**	**負債・純資産合計**	**12,005**

損　益　計　算　書

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**6,498**
売　上　原　価		**3,891**
売　上　総　利　益		**2,606**
販売費及び一般管理費		**2,541**
営　業　利　益		**65**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	6	
関係会社業務受託収入	30	
そ　の　他	1	38
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	0	
支　払　手　数　料	12	
遊休資産諸費用	34	
投資事業組合運用損	5	
そ　の　他	2	54
経　常　利　益		**48**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	51	
新株予約権戻入益	13	65
税引前当期純利益		**114**
法人税、住民税及び事業税	109	
法人税等調整額	△67	42
当　期　純　利　益		**72**

株主資本等変動計算書

（2020年６月１日から
2021年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
当期首残高	4,077	4,077	4,077	2,985	2,985
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	16	16	16		
当期純利益				72	72
自己株式の取得					
自己株式の処分				△22	△22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	16	16	16	49	49
当期末残高	4,094	4,094	4,094	3,034	3,034

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△653	10,486	△2	△2	89	10,573
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		33				33
当期純利益		72				72
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	50	28				28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			26	26	△5	20
当期変動額合計	50	134	26	26	△5	154
当期末残高	△602	10,621	23	23	83	10,727

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの ……移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 １～８年

工具、器具及び備品 １～10年

無形固定資産 ……定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

株式給付引当金 ……株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法 ……株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の処理方法 ……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（表示方法の変更）

損益計算書

前事業年度まで「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「新株予約権戻入益」は０百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

1.　投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	742百万円
関係会社株式	1,539百万円
関係会社出資金	1,550百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

2.　繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	141百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当事業年度において、本社の移転を決定したため、移転後利用見込のない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また同様に、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、償却に係る合理的な期間を短縮しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益は254百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ261百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　312百万円
2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	4,300百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	4,300百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	40百万円
短期金銭債務	14百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	777百万円
営業費用	206百万円
営業取引以外の取引による取引高	36百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	435,217株	6,667株	34,150株	407,734株

（注）１．当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の普通株式の株式数には、「株式付与ESOP信託」の信託財産として保有する当社株式がそれぞれ、142,417株、131,367株含まれております。

２．自己株式の普通株式の増加は、譲渡制限付株式報酬の無償取得6,600株、単元未満株式の買取りによる67株であります。

３．自己株式の普通株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による12,600株、「株式付与ESOP信託」による交付11,050株、ストック・オプションの行使による10,500株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6百万円
未払費用	23百万円
減価償却超過額	66百万円
敷金償却額	17百万円
ソフトウエア償却超過額	8百万円
株式給付引当金	4百万円
投資有価証券評価損	92百万円
関係会社株式評価損	90百万円
その他	20百万円
繰延税金資産小計	331百万円
評価性引当額	△190百万円
繰延税金資産合計	141百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	合同会社 Gunosy Capital	(所有) 直接 100.00	増資の引受 役員の兼任	増資の引受 (注) 1	1,547	－	－
子会社	Gunosy Capital Pte. Ltd.	(所有) 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の回収	579	－	－
				利息の受取 (注) 2	6	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

2．金利については、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 mediba (KDDI株式会社の子会社)	なし	営業上の取引	広告収益の分配 (注) 1	1,030	買掛金	277

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．広告収益の分配に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格を勘案し、両社で協議の上、決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 役員及び個人主要株主等

種　　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　　目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	長島　徹弥（注２）	(被所有)直接 0.31	当社取締役	新株予約権の行使（注）１	12	―	―
役員及びその近親者	西尾　健太郎	(被所有)直接 0.15	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資（注）３	11	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．新株予約権の行使は、2014年４月21日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、１株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

２．長島徹弥氏は2020年11月30日をもって取締役を退任しており、上記は、在任期間中の取引を記載しています。

３．譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額
   452円18銭
2. １株当たり当期純利益
   ３円06銭

重要な後発事象に関する注記

GaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.の発行する強制転換条項付転換社債の取得について

当社は、2021年４月14日開催の取締役会において、インドで若年層向けにキャッシュレス決済・少額デジタル融資・クレジットカード発行サービス「slice」を提供するGaragePreneurs Internet Pvt. Ltd.（本社：インド共和国、代表者：Rajan Bajaj、以下GaragePreneurs）の発行する強制転換条項付転換社債の取得を決議し、2021年６月11日に取得の手続きを完了いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表　重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

その他の注記

（株式付与ESOP信託に係る取引について）

当社は、従業員帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2015年10月に従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

詳細については、連結注記表「その他の注記」に記載しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年７月20日

株式会社Gunosy
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島　村　　哲	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　　勇	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Gunosyの2020年６月１日から2021年５月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年４月14日開催の取締役会において、GaragePreneurs Internet Pvt. Ltd. の発行する強制転換条項付転換社債の取得を決議し、2021年６月11日に取得の手続きを完了している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年６月１日から2021年５月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年７月20日

株式会社Gunosy　監査役会

常勤監査役　石　橋　雅　和　㊞

社外監査役　清　水　健　次　㊞

社外監査役　柏　木　　登　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、リモートワークを始めとしたニューノーマルな働き方の実現と中長期的なコスト削減を主な目的とし、本社機能をWeWork渋谷スクランブルスクエアに移転しました。これに伴い、定款の本店所在地を東京都港区から東京都渋谷区に変更するものであります。

なお、本変更については、2021年９月１日をもって効力を生ずるものとし、その旨を明確にするため附則を設けるとともに、本店移転の効力発生日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。	（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。
（新設）	附則 第３条（本店の所在地）の変更は、2021年９月１日をもって効力を生じるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	木村（きむら）　新司（しんじ） （1978年７月30日生）	2003年４月　株式会社ドリームインキュベータ 入社 2005年８月　株式会社シリウステクノロジーズ 取締役 2007年３月　株式会社アトランティス（現 Glossom株式会社）設立 代表取締役 2012年11月　SSTJ INVESTMENT Pte. Ltd.（現Das Capital SG Pte. Ltd.）設立 Director（現任） 2013年11月　当社代表取締役 2015年12月　株式会社クラウドワークス 社外取締役 2016年５月　AnyPay Pte. Ltd.（現 Harbourfront Capital Pte. Ltd.）設立 Director（現任） 2016年６月　Pegasus Wings Group Ltd. 設立 Director（現任） 2017年８月　当社取締役 2019年２月　Cove Group Pte. Ltd. 設立 Director（現任） 2019年３月　Drivezy, Inc. Board Member（現任） 2019年６月　Instamojo Inc. Board Member（現任） 2020年１月　Easy Home Finance Limited Board Member（現任） 2020年６月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） Das Capital SG Pte. Ltd. Director Harbourfront Capital Pte. Ltd. Director Pegasus Wings Group Ltd. Director Cove Group Pte. Ltd. Director Drivezy, Inc. Board Member Instamojo Inc. Board Member Easy Home Finance Limited Board Member	5,536,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	竹谷（たけたに） 祐哉（ゆうや） （1989年３月４日生）	2011年４月　グリー株式会社 入社 2013年１月　当社 入社 2013年８月　当社取締役 2016年８月　当社代表取締役 2018年12月　株式会社クラウドワークス 社外取締役（現任） 2020年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クラウドワークス 社外取締役	188,900株
3	間庭（まにわ） 裕喜（ゆうき） （1983年３月３日生）	2005年４月　ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2015年６月　クービック株式会社 入社 同社取締役 2018年10月　当社 入社 当社執行役員 2019年８月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ―	5,500株
4	西尾（にしお） 健太郎（けんたろう） （1989年11月９日生）	2011年４月　株式会社Labit 共同創業 2013年７月　同社代表取締役 2014年８月　同社取締役 株式会社ゲームエイト設立 代表取締役（現任） 2015年12月　当社 入社 2018年９月　当社執行役員 2019年12月　株式会社Smarprise 取締役（現任） 2020年５月　株式会社モノカブ 社外取締役 2020年８月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ゲームエイト 代表取締役	35,475株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	※ 澤田（さわだ）　拓也（たくや） （1970年２月25日生）	1994年４月　KDD株式会社（現 KDDI株式会社）入社 2016年４月　同社メディア・CATV推進本部 メディアプロダクト技術部長 2017年４月　同社商品・CS統括本部 商品戦略部長 2019年10月　同社パーソナル事業本部サービス開発本部　商品戦略部長 2021年４月　コネヒト株式会社　社外取締役（現任） 2021年４月　KDDI株式会社　パーソナル事業本部サービス統括本部　5G・xRメディア推進部長（現任） （重要な兼職の状況） コネヒト株式会社 社外取締役 KDDI株式会社 パーソナル事業本部サービス統括本部 5G・xRメディア推進部長	―
6	冨塚（とみづか）　優（すぐる） （1965年８月20日生）	1988年４月　株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2008年４月　同社執行役員 2009年４月　株式会社ゆこゆこ 代表取締役 株式会社ワールドメディアエージェンシー 代表取締役 2012年10月　株式会社リクルートホールディングス 執行役員 株式会社リクルートライフスタイル 代表取締役 2013年４月　株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 代表取締役 2016年４月　株式会社リクルートアドミニストレーション（現 株式会社リクルート　注10）代表取締役 株式会社リクルートオフィスサポート 代表取締役 2018年４月　株式会社Tommy設立　代表取締役（現任） 2018年６月　株式会社イオレ 社外取締役 2018年８月　当社社外取締役（現任） 2019年４月　株式会社ポケットカルチャー 代表取締役（現任） 2021年６月　株式会社イオレ 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Tommy 代表取締役 株式会社イオレ 代表取締役 株式会社ポケットカルチャー 代表取締役	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	城下（しろした） 純一（じゅんいち） （1964年11月13日生）	1993年８月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 1998年４月　モルガン・スタンレー・ジャパン（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社 2004年12月　同社マネージング・ディレクター 2006年４月　ベインキャピタル・ジャパン 入社 マネージング・ディレクター 日本トイザらス株式会社 取締役 2009年５月　メリルリンチ日本証券株式会社 入社 投資銀行部マネージング・ディレクター 2015年５月　同社投資銀行部 副会長 2017年７月　ロスチャイルド・アンド・コー・ジャパン株式会社 代表取締役副会長 2018年１月　同社代表取締役会長 2020年８月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ―	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
8	眞下（ました） 弘和（ひろかず） （1969年１月20日生）	1991年４月　野村證券株式会社 入社 1996年５月　デューク大学フクア・スクール・オブ・ビジネスにて経営学修士（MBA）課程修了 1996年８月　ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル出向 投資銀行部門バイスプレジデント 1999年10月　株式会社光通信 入社 1999年11月　Hikari International NY Inc. President 2000年４月　株式会社光通信キャピタル 入社 HTC America Inc. President 2000年11月　株式会社光通信 取締役 2001年11月　株式会社アイ・イーグループ 取締役 2006年６月　株式会社光通信 取締役 株式会社Hikari Asset Management 代表取締役 2007年12月　eまちタウン株式会社 取締役 2008年12月　同社代表取締役 2013年11月　m&s partners Pte. Ltd.設立 Director（現任） 2018年８月　当社社外取締役（現任） 2018年12月　Sin Growth Partners Pte. Ltd.設立 Director（現任） （重要な兼職の状況） m&s partners Pte. Ltd. Director Sin Growth Partners Pte. Ltd.Director	―
9	※ 中尾（なかお） 麗（れい）イザベル （1981年12月22日生）	2007年４月　UBS証券株式会社 入社 2013年５月　ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2013年10月　BNPパリバ証券株式会社 入社 2015年10月　UBS証券株式会社 入社 2018年10月　同社債券本部　金融法人営業部長 2020年11月　同社グローバルマーケッツ本部　金融商品部エグゼクティブディレクター 2021年７月　株式会社GA technologies　顧問（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社GA technologies 顧問	―

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．木村新司氏は、Cove Group Pte. Ltd.のDirectorであり、同社は当社の出資先であります。澤田拓也氏は、KDDI株式会社の従業員であり、同社は当社の大株主かつ業務提携先であり、当社との間に営業上の取引関係があります。また、その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．冨塚優氏、城下純一氏、眞下弘和氏及び中尾麗イザベル氏は、社外取締役候補者であります。
４．冨塚優氏、城下純一氏及び眞下弘和氏は当社の現任の社外取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって冨塚優氏及び眞下弘和氏が３年、城下純一氏が１年となります。
５．冨塚優氏は、インターネットメディア事業及び経営に関する豊富な経験と見識を有してお

り、その知見と経験から当社経営に対する助言や業務執行の監督が期待でき、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員長として、当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

6．城下純一氏は、金融機関において要職を歴任し、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しており、特に金融・財務・資本市場について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくことが期待でき、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

7．眞下弘和氏は、グローバル企業の経営と投資に関する豊富な経験と見識を有しており、特にグローバルな観点での取締役の職務執行やコーポレート・ガバナンスの強化に対する監督・助言等いただくことが期待でき、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

8．中尾麗イザベル氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、女性活躍促進やダイバーシティ推進にも積極的に取り組んできたことに加え、金融業界における豊富な実務経験と金融市場全般に対する高い見識を有していることから、当社の取締役会における多様な視点からの適切な意思決定の推進及び専門的な観点から当社の経営に対する適切な監督を期待し、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

9．当社は冨塚優氏及び城下純一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、中尾麗イザベル氏が取締役に選任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

10. 株式会社リクルートは、株式会社リクルートホールディングスからメディア＆ソリューション事業を承継した際に社名変更した会社であります。

11. 当社は、冨塚優氏、城下純一氏及び眞下弘和氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定された最低責任限度額としており、冨塚優氏、城下純一氏及び眞下弘和氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、澤田拓也氏及び中尾麗イザベル氏の選任が承認された場合には、両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

12. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2021年８月１日付で次回更新を予定しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以　上

【ご参考】役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

役員		属性	企業経営	財務・会計・M&A	法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	国際経験	ESG・サステナビリティ	人事・人材開発	業界経験	技術・プロダクト
取締役	木村　新司	代表取締役	○						○	○
	竹谷　祐哉	代表取締役	○						○	
	間庭　裕喜	常勤	○	○					○	
	西尾　健太郎	常勤	○						○	○
	澤田　拓也	その他	○			○				○
	冨塚　　優	独立役員			○		○	○		
	城下　純一	独立役員	○	○		○				
	眞下　弘和	社外	○	○					○	
	中尾　麗イザベル	独立役員				○	○	○		
監査役	石橋　雅和	常勤	○						○	○
	柏木　　登	独立役員	○					○	○	
	清水　健次	独立役員		○	○					

※各候補者に特に期待する知識経験能力であり、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

※上記一覧表には、現任の監査役も含まれています。

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ４階
渋谷ソラスタコンファレンス４Ｄ
TEL：03-5784-2604

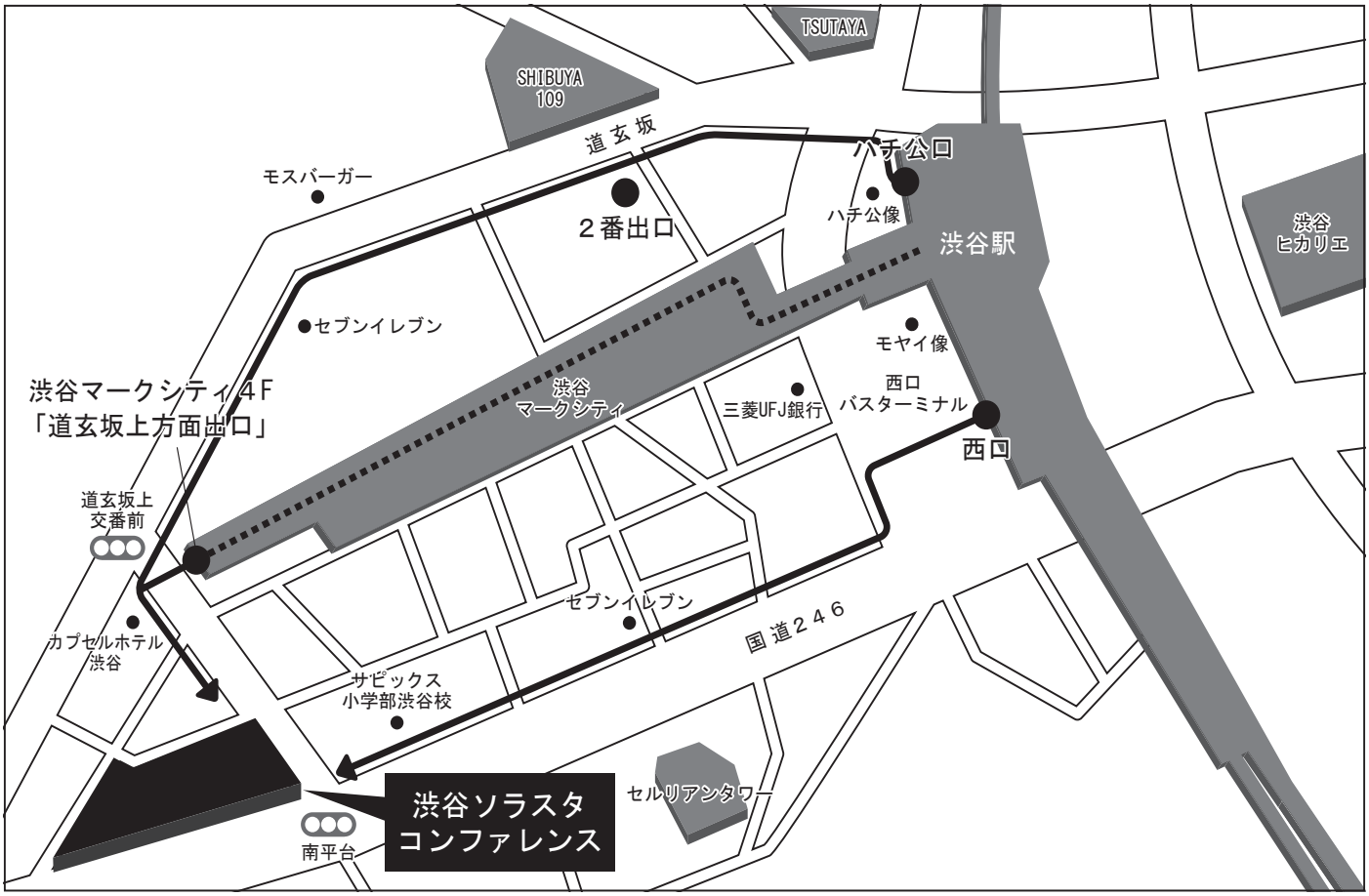

交通ご案内
JR各線 渋谷駅西口から　徒歩６分
京王井の頭線 渋谷駅 渋谷マークシティ４Ｆ「道玄坂上方面出口」から　徒歩２分
JR各線 渋谷駅ハチ公口から　道玄坂経由　徒歩７分
渋谷マークシティ経由でのご来場を推奨いたします。

（お願い）
会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。